工事請負契約変更状況（8月分）

令和元年9月30日

工事NO.	担当課	件　名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
530134	水道建設課	加賀野一丁目外地内配水管布設替工事	35,402,400	39,798,000	35,165,880	34,597,800	−804,600	−2.3%	（4）	1	R1.8.1	（株）山與
130016	河川課	普通河川舘沢川沈砂池設置工事	105,838,920	117,175,680	105,457,680	121,637,160	15,798,240	14.9%	（4）	3	R1.8.2	（株）恵工業
130198	道路建設課	梨木町上米内線（Ⅱ工区）街路築造その14工事	22,032,000	22,644,360	19,758,600	20,147,400	−1,884,600	−8.6%	（4）	2	R1.8.5	岩舘電気（株）
131011	道路建設課	梨木町上米内線（Ⅱ工区）街路築造その16工事	1,982,880	2,185,920	1,864,080	1,233,360	−749,520	−37.8%	（4）	1	R1.8.6	（有）光明園
130194	道路建設課	市道南大橋明治橋線道路改良付帯その3工事	11,831,400	13,644,720	11,830,320	13,869,360	2,037,960	17.2%	（4）	3	R1.8.6	（株）富士見興業
130193	公園みどり課	中央公園階段園路整備その2工事	17,862,120	20,237,040	17,832,960	17,827,560	−34,560	−0.2%	（4）	2	R1.8.7	（株）熊坂建設
131008	道路管理課	市道本町通二丁目上田四丁目線外路線舗装二次改築工事	55,242,000	62,148,600	55,167,480	56,523,960	1,281,960	2.3%	（4）	1	R1.8.8	（株）伊藤組
130187	河川課	市道猪去24号線舗装補修工事	3,456,000	3,461,400	−	3,802,680	346,680	10.0%	（4）	3	R1.8.8	（株）恵工業
530154	水道建設課	乙部30地割外地内配水管布設替その1工事	41,040,000	41,535,720	36,715,680	40,831,560	−208,440	−0.5%	（4）	2	R1.8.23	（株）都南建設
131028	玉山総合事務所建設課	市道渋民好摩線舗装補修工事	12,236,400	13, 995, 720	12,205,080	14,730,120	2,493,720	20.4%	（4）	1	R1.8.28	みちのく工業（株）
130104	市街地整備課	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事	99,360,000	111,039,120	99,066,448	121,422,240	22,062,240	22.2%	（4）	4	R1.8.29	（株）石名坂
130194	道路建設課	市道南大橋明治橋線道路改良付帯その3工事	11,831,400	13,644,720	11,830,320	15,703,200	3,871,800	32.7%	（4）	4	R1.8.29	（株）富士見興業
530075	水道建設課	北山一丁目外地内配水管布設替その1工事	115,344,000	117,520,200	104,971,680	115,585,920	241,920	0.2%	（4）	1	R1.8.30	（株）盛福水道工業

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。
(1) 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
(3) 設計図書の表示が明確でないとき。
(4) 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
(5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
(6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
(7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
(8) 用地確保等が予定と異なったとき。
(9) 前各号に掲げる場合のほか，当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。